

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針の改定案に対する意見募集（パブリックコメント）について

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（以下「環境配慮契約法」という。）に基づく、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の改定案について、広く国民の皆様からの御意見をお聴きするため、令和3年11月10日（水）から12月10日（金）までの間、パブリックコメントを実施します。

1. 経緯

国や地方公共団体等の公的機関が製品やサービスを調達する際に、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進することにより、国等による温室効果ガス等の削減を図るとともに環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、平成19年11月に環境配慮契約法が施行されました。

国等の機関は、環境配慮契約法第5条に基づき策定される基本方針に基づいて、環境配慮契約に取り組んでおり、基本方針では、電気の供給を受ける契約、自動車の購入及び賃貸借に係る契約、船舶の調達に係る契約、省エネルギー改修事業に係る契約、建築物の設計に係る契約、建築物の維持管理に係る契約、廃棄物の処理に係る契約の7つの契約について規定しています。

基本方針は必要に応じて見直すこととしており、本年度につきましても、この見直しを行う際の参考とするため、提案募集を実施するとともに学識経験者等によって構成される環境配慮契約法基本方針検討会を設置し検討を行い、改定案を作成しました。

つきましては、最終的な取りまとめの参考とするため、本案について国民の皆様から広く御意見を募集します。

2. 意見募集対象

（別添）国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針の改定案

3. 意見募集要領

（1）意見募集期間

令和3年11月10日（水）～令和3年12月10日（金）まで

※郵送の場合は締切日必着

（2）意見提出方法

次の①～③のいずれかの方法で提出してください。

① 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」の「意見提出フォーム」から提出してください。

「e-Gov」 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

② 電子メールの場合

下記〔意見提出用紙の様式〕に従い、必ずメール本文にテキスト形式で記載してください。（添付ファイルによる提出はお受けできません。）

電子メールアドレス：ek@env.go.jp

環境省 大臣官房 環境経済課 製品対策・グリーン契約推進係 宛

③ 郵送の場合

下記 [意見提出用紙の様式] に従い、A4版の用紙に記載の上、封筒に赤字で「環境配慮契約法基本方針に係るパブリックコメント」と記載し、提出してください。

郵送先：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省 大臣官房 環境経済課 製品対策・グリーン契約推進係 宛

(注意事項)

- ・御意見は、日本語で御提出ください。
- ・御意見の該当箇所が分かるよう、改定案のページ数、行数などを明記してください。
- ・直接持参又は電話での御意見の提出はお受けできません。
- ・御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。
- ・頂いた御意見については、住所、名前、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性のあることを御了承ください。

4. 資料の入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」 (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)

(2) 環境省大臣官房環境経済課において配布

(東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館25階)

※入館の手続きが必要であるため、事前に電話での御連絡をお願いします。

*今年度の環境配慮契約法基本方針検討会における検討状況については、環境省ホームページの以下のサイトを御参照ください。

<http://www.env.go.jp/council/35hairyo-keiyaku/yoshi35.html>

[意見提出用紙の様式]

【件名】 環境配慮契約法基本方針に係るパブリックコメント

※必ず上記の件名でお送りください。

[宛先] 環境省 大臣官房 環境経済課 製品対策・グリーン契約推進係

[氏名] (及び会社名/部署名)

[郵便場号・住所]

[電話番号]

[電子メールアドレス]

[御意見]

<該当箇所> (改定案のページ数・行数を明記してください。)

<意見内容> (2,000字以内で記載)

5. 留意事項

以下に該当する場合など、頂いた御意見の内容によっては受付の対象外とさせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

- ・本要領に即して記入されていない場合
- ・御意見の内容が「環境配慮契約法基本方針改定案」と無関係な場合
- ・個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合
- ・個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合
- ・事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合